10．茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例

この条例は、障害のある人もない人も、”誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり”に取り組むための、みんなのルールです。

市の責務

市は、基本理念にそって、市民や事業者のみなさんが障害について理解できるように啓発したり、障害のある人が差別を受けたり、嫌な思いをすることがなく、誰もが安心して暮らし続けられるよう取り組んでいきます。

共に生きるまち茨木の実現！

市民及び市民活動団体の責務

事業者の責務

市民や市民活動団体、事業者のみなさんは、基本理念にそって、障害について理解を深め、必要な配慮により、ハード（物など）、ソフト（こころなど）の環境を整え、障害のある人もない人も”誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり”に、出来ることから、取り組みます。

◎多様な意思疎通手段の普及

手話

絵カード

点字

意思伝達装置

◎誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり

医療：障害のある人が病院などで合理的配慮をしてもらえるようにします
学習：茨木市は学校で障害について学べる機会をつくります
就労：茨木市や事業者は、障害のある人が雇用され、働き続けられるようにします
災害：茨木市は、災害時や緊急時に障害のある人を支えます
バリアフリー：茨木市と事業者は誰でも使いやすいよう施設や設備を整えます
共生：茨木市に住む人は、お互いにつながり、支え合える地域づくりをします